

(別記 1)

候補者の推薦に当たってのご注意

1 顕彰の対象となる者について

次の (1) から (4) の要件のうち 1 つでも満たしていない候補者は、本顕彰の対象となりませんので、候補者の選定にあたって十分ご注意ください。

(1) 建設現場業務に直接従事している期間（産前産後休業、育児休業又は介護休業をする前に建設現場業務に直接従事していた経験のある者については、当該休業をした期間を含む。）が 20 年以上の者

- ・基準日：平成 28 年 10 月 7 日時点
- ・1 年に満たない端数月は切り捨てる。
（したがって、少なくとも平成 8 年 10 月 7 日以前から建設現場業務に直接従事していた者であることが必要です。）

(注) 1. 「建設現場業務に直接従事している」とは、直接工事施工を行うこと及び職長等として現場施工管理を行うことをいいます。

2. 「直接工事施工」とは、建設生産物の施工において機械・器具・手道具などを用いて原料・材料を加工する業務、建設機械を操作する業務又はその他の技能的な業務に従事することをいいます。

技術者等としての経験が大半であり直接工事施工の経験が全くない者又は研修・実習等に基づくごくわずかな直接工事施工の経験しか有しない者等直接工事施工における卓越した優秀な技能を保有していることを確認できない者は顕彰の対象外となります。

(顕彰の対象外となる者の例)

- ・就職当初又は就職間もない時期から、直接工事施工に従事することもなくもっぱら技術者等（現場代理人、監理技術者、主任技術者、監督見習、工務担当者、事務担当者等）として施工管理業務のみ（工程管理、原価管理、安全管理、品質管理等）や設計業務のみに従事していると認められる者

(注 2) 建設現場業務に直接従事した経験のある者が、産前産後休業、育児休業又は介護休業をした場合は、当該産前産後休業期間、育児休業期間、

介護休業期間を現場業務従事期間に含めて算出してください。

なお、産前産後休業、育児休業、介護休業をした期間を現場業務従事期間に含めるためには、雇用主の証明（様式自由）が必要です。

- ・「産前産後休業」とは、産前は6週間（多胎妊娠の場合は14週間）、産後は8週間の休業（労働基準法第65条第1項）
- ・「育児休業」とは、労働者が原則としてその1歳に満たない子を養育するためにする休業（育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（以下、「育児・介護休業法」という。）第2条第1号）
- ・「介護休業」とは、労働者がその要介護状態（負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の傷害により、2週間以上の期間にわたり常時介護を必要とする状態）にある対象家族を介護するためにする休業（育児・介護休業法第2条第2号）

（2）建設現場業務に直接従事している年齢40歳以上60歳以下の者。ただし、35歳以上40歳未満及び61歳以上の者についても、相当の理由がある場合に限り、対象とする。

- ・基準日：平成28年10月7日時点（満年齢）

年齢40歳以上60歳以下の者の生年月日			
自	昭和30年10月8日	至	昭和51年10月7日
年齢35歳以上40歳未満の生年月日			
自	昭和51年10月8日	至	昭和56年10月7日

- ・35歳以上40歳未満及び61歳以上の者については、技術・技能が特に顕著である等相当の理由がある場合に限り対象となります。また、61歳以上の者については、推薦数は1名限度です。
- ・基準日において現役に技能者として活躍されている方が対象であり、平成28年10月7日までに退職見込みの方は、顕彰の対象となりません。特に、定年が近づいている方などについては注意してください。本顕彰制度の趣旨に鑑み建設マスター受賞後も引き続き業務に従事される方が対象となります。
なお、現場業務に直接従事している現役の技能者であれば、経営者等の役職につかれていても構いません。

（3）自己の責任に関する無事故期間が3年以上である者

- ・基準日：様式－7の「無事故証明書」作成時点

(基準日までの自己の責任に関する事故が発生していない連続した期間。1年に満たない端数月は切り捨てることとします。

(4) 次のすべての要件を充たす者(①～⑤全て裏付け資料を添付)

- ①技能・技術が優秀であること
- ②技術開発、施工の合理化を図り顕著な成績を挙げていること、かつ建設工事に相当の実績のあること
- ③後進の指導・育成に努めていること
- ④工事施工において安全・衛生の向上に貢献していること
- ⑤他の建設現場従業者の模範たりうること

※上記要件の一つでも欠ける場合(裏付け無し)は対象外となります。
上記の具体的な内容・裏付け資料については、別記2(提出書類作成要領)をご参照ください。

2. 欠格事項について

(1) 刑の執行終了若しくは刑の免除を受けてから、禁錮刑以上は10年、罰金刑以下は5年の年数が経過していない者及び犯罪容疑者については、顕彰の対象となりません。

・推薦に当たっては刑罰等確認調書を提出して頂いております。

刑罰等確認調書で対象となる「刑罰」とは、懲役、禁錮、罰金、拘留、科料等の刑事処分であり、反則金等の行政処分はこれに含みません。

※反則金：「交通反則告知書」(青キップ)により告知を受け、告知の際、渡された「納付書・領収証書」により金融機関で納付。これに対し、欠格事項となる道路交通法違反の罰金の場合は裁判所からの略式命令等で検察庁で納付。

(2) 既に叙勲、褒賞、国土交通大臣表彰等を授与された者については、推薦は差し控えてください。

・推薦者の如何を問わず、過去に叙勲、褒賞、国土交通大臣(建設大臣)表彰を受けられた方の推薦は差し控えてください。

3. その他候補者の選定について

- ・候補者の選定にあたっては、技能労働者を対象として貴団体独自に実施する優秀施工者表彰制度により表彰を受けた者の中から選定する等、貴団体で独自に策定した選考基準に基づく審査や審査委員会による審査などにより、十分な審査を行

っていただくようお願いします。

- ・本制度の一層の周知を図る観点から、単一の年度においては、同一企業から重複して候補者を推薦することはできる限り避けてください。
- ・これまでに団体役員（全国レベル）の経験がある者、現在団体役員（全国レベル）である者についても、推薦は差し控えてください。

4. 提出期限 平成28年2月19日（金）までにご提出ください。（締切厳守）

5. 個人情報の取扱い

提出書類に記載された個人情報は、被顕彰者の審査及び顕彰以外の目的には使用しません。ただし、被顕彰者につきましては、顕彰のため原則として、氏名、性別、年齢、居住地（都道府県名・市町村名）、職種、所属会社及び所属会社の所在地（都道府県名・市町村名）を公表いたします。

また、建設マスターの活躍の場がさらに広がっていくことを期待して、上記の情報の一部に加えて顔写真、技能功績の概要は、行政等の広報誌、ホームページ等への掲載、業界紙への提供等をする場合があります。つきましては、推薦者はあらかじめ候補者にその旨の同意を得てください。

＜提出先及び照会先＞〒100-8918 東京都千代田区霞が関2-1-3
国土交通省土地・建設産業局建設市場整備課内
建設マスター事務局
電話 03-5253-8111（代表）
E-mail yoshioka-m2sp@mlit.go.jp
担当 吉岡 （内線24856）

6. 作文の募集について

候補者自身のお子さん等（未成年者に限る）を対象に、「ぼく・わたしから見たお父さん・お母さんの仕事」というテーマで、以下の要領に基づき作文を募集します。これは、建設技能者を日頃から身近で見ている建設技能者のお子さん等に、建設技能者の仕事について、誇りに思うこと、感じていることを作文にしてもらうことで、建設技能者の仕事の価値を再認識し、建設技能者に対する評価を高めることを目的とするものです。

作文の応募は任意としますので、候補者の推薦に当たって作文の応募がなくても構いません。また、この作文は被顕彰者選考の判断材料とはしません。

応募された作文につきましては、顕彰式当日に、被顕彰者と決定された方のお子さん等から応募されたものの中から、代表となるものについて、その内容を紹介させていただきます。

(1) 応募資格

候補者のお子さん・お孫さん・甥御さん・姪御さん（未成年者（平成２８年１０月７日現在）に限る）

(2) テーマ

「ぼく・わたしから見たお父さん・お母さん（おじいさん・おばあさん、おじさん・おばさん）の仕事」

（候補者の仕事に関する作文であれば、題名は自由です）

例えば、

- ・建設技能者として働く候補者を誇りに思ったこと
- ・家庭で建設技能者という仕事について見聞きして感じたこと
- ・建設技能者という仕事について思っていること、感じていること など

(3) 文字数

400字詰め原稿用紙１～３枚程度（400字～1,200字程度）

手書きの場合は、鉛筆（HB以上）またはボールペンで記入してください。

ワードプロセッサ等で作成し、プリントアウトしての応募も可能です。

作文には、本文の前に、題名、氏名（ふりがな）を記入してください。

(4) 応募点数

１人１編（１人の候補者について複数の応募資格者がいる場合は、複数応募していただいても構いません）

(5) 応募方法

作文と応募用紙（様式８）を綴り、応募してください。（クリップ留め）

候補者の推薦書類と同封して上記の推薦書類の提出先に応募していただくか、平成２８年２月２６日（金）までに推薦団体を通じて上記の推薦書類の提出先に応募してください。

(6) その他

応募された作文はお返しできませんので、ご了承ください。

応募された作文につきましては、顕彰式当日に内容を紹介する場合があるほか、顕彰制度・被顕彰者の広報活動に利用しますので、その点をご理解の上ご応募ください。

＜応募先及び照会先＞〒１００－８９１８ 東京都千代田区霞が関２－１－３
国土交通省土地・建設産業局建設市場整備課内
建設マスター事務局
電話 ０３－５２５３－８１１１（代表）
E-mail yoshioka-m2sp@mlit.go.jp
担当 吉岡 （内線24856）

